

職員の懲戒処分について

令和8年3月27日
総務部

令和8年3月27日付けで、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

1 事案の概要

令和4年1月から同年4月までの期間及び同年12月から令和7年9月までの期間において、通勤のためバスを利用すると届け出ながら、実際には利用実態を伴わないまま通勤手当387,240円を受給していたもの。

また、令和6年度及び令和7年度に実施した通勤手当現況調査において、実際には払い戻して所持していない定期券の写しを提出することで定期券の利用を装ったもの。

2 対象職員

土木部 一般職 事務職員 40代

3 処分内容

停職3月